

○岡山市立歴史資料館足守文庫条例

昭和46年4月1日

市条例第88号

改正 平成20年12月25日市条例第71号

(目的)

第1条 この条例は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、岡山市立歴史資料館足守文庫（以下「足守文庫」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 足守文庫を岡山市北区足守822番地1に設置する。

(事業)

第3条 足守文庫は、第1条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 郷土の歴史、考古、民俗、美術工芸等の資料及び参考資料の収集、保管、展示に関すること。
- (2) 資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (3) 展示会の開催に関すること。
- (4) 学術研究の指導相談に関すること。
- (5) その他地方文化の振興に資するため、必要な事業を行なうこと。

(入館及び入館料)

第4条 足守文庫に入館しようとする者は、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 足守文庫の入館料は徴収しないものとする。

(入館制限)

第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館させることができる。

- (1) 他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、資料等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) その他管理運営上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第6条 利用者は、施設資料等を汚損又はき損したときは、教育委員会の指示に従ってこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則（平成20年市条例第71号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。